

第58回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

フジッコ株式会社

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujicco.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 職務執行の対価として交付されたものに関する事項

フジッコ株式会社2016年度新株予約権（平成28年5月16日開催の取締役会決議による）

- ① 新株予約権の数 301個
- ② 新株予約権の払込金額 新株予約権1個あたり 268,800円（1株あたり 2,688円）
- ③ 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ④ 新株予約権の行使条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権の行使期間 平成28年9月1日から平成31年8月31日まで
- ⑥ 対象者 取締役及び執行役員

なお、当事業年度の末日において当社取締役が保有する新株予約権はありません。

フジッコ株式会社2017年度新株予約権（平成29年5月15日開催の取締役会決議による）

- ① 新株予約権の数 295個
- ② 新株予約権の払込金額 新株予約権1個あたり 255,900円（1株あたり 2,559円）
- ③ 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ④ 新株予約権の行使条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権の行使期間 平成29年9月1日から平成32年8月31日まで
- ⑥ 対象者 取締役及び執行役員

なお、当事業年度の末日において当社取締役が保有する新株予約権の状況は以下のとおりであります。

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び個数	保有者数
取締役(監査等委員を除く)	86個	普通株式 8,600株	3人

(注) 当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役には上記新株予約権を付与しておりません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び個数	交付者数
執行役員	81個	普通株式 8,100株	9人

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令が規定する額を限度額として、賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められる場合には、監査等委員全員の同意により解任いたします。また、会計監査人の監査品質・独立性・総合的能力等の観点から継続して監査を適切に遂行するに不十分であると判断した場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の会議の目的とすることといたします。

業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号の定めにより、平成18年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の決議を行いました。なお、関係法令の改正に伴い、平成27年5月15日開催の取締役会において、その一部を改定することを決議し、また、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年6月22日開催の取締役会において、その一部を改定することを決議し、内部統制システム構築の基本方針を次のとおりとしております。

(1) 当社及び当社子会社(当グループという：以下同じ)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当グループの経営基本原理「フジッコの心」を制定し、法とルールを守り、力強く革新と成長の道を歩むことを宣言し、当グループ全役職員に周知徹底させるため、コンプライアンス担当取締役を置き、リスク管理体制並びにコンプライアンス体制の構築及び維持・向上の推進とともに、啓蒙活動を実施する。

当グループは、当グループの役職員が、コンプライアンス上疑義のある行為等について、社内の

通報窓口又は社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を設置・運営する。

当グループは、反社会的勢力及び団体に対しては、商取引・不当な要求等を遮断・拒絶するなど、毅然とした態度で臨み、反社会的行為には一切加担しない。

(運用状況)

コンプライアンス担当取締役は「フジッコの心」に定めた体制が確実に運用されていることを確認するとともに、定期的に取り締役に報告しています。また内部通報窓口を設置しておりますが、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切かつ確実に記録して保存・管理（廃棄を含む）する。取締役及び監査等委員である取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(運用状況)

取締役は、当期、取締役会議事録、常務会議事録及び経営会議議事録を作成し、個別の業務執行に係る稟議書等を稟議規程に基づき作成し、記録として保管しています。議事録及び記録は、取締役及び監査等委員である取締役により閲覧されております。

(3) 当グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクについては、代表取締役社長を委員長とする組織として、リスク発生の未然防止を目的とするリスクマネジメント委員会及びリスク発生時に招集する危機管理委員会を設置する。また、当グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を整備し、同規程に基づき、迅速かつ適正な対応を可能とするリスク管理体制を構築する。

また、コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

不測の事態が発生した場合は、リスク管理規程に従い、代表取締役社長の指揮の下、対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

(運用状況)

リスク管理体制については、リスクマネジメント委員会で、製品事故防止と大規模災害対策を取り上げ、対策プロジェクトを組織し、問題解決にあたっています。また、リスクが顕在化した緊急時には、危機管理委員会を招集して対応する方針ではありますが、当期は開催がございませんでした。また、情報セキュリティ等に係るリスク対策として、標的型攻撃メールの訓練を2回実施しました。

(4) 当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度を期間とする当グループ中期経営計画及び年度事業計画を立案し、当グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を設定する。

当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、

当社では、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、また、当社子会社では、取締役会を年4回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。

当社は、経営に関する重要事項について、法令等に基づき、議決に関する権限、事項及び範囲を明確にし、取締役会、常務会及び経営会議で、それぞれ執行の決定を行う。

取締役会及び常務会の決定に基づく業務執行については、組織規程、稟議規程において、各々の責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定める。

また、取締役、監査等委員である常勤取締役及び各事業部門長で構成される業績検討会議において、定期的に各事業部門より業績及びその改善策を報告させ、具体的かつ機動的な施策を実施させる。

(運用状況)

経営会議を年間21回、常務会を年間19回開催し、会議決議等仕分けに基づき、必要な業務執行の決定を迅速に行うとともに、取締役会を年間14回開催し（臨時取締役会2回を含む）、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項の審議・決議を行っています。当期は、第57期（平成28年度）からの新中期3か年計画の2年目として、持続的成長を支える企業基盤の強化に取り組んでいます。また、業績検討会議を年間12回開催し、定期的な業績報告とともに、該当月の業績にかかる問題点を「課題設定書」にて事前に抽出し、各事業部門よりその改善策を報告させ、業績の改善に取り組んでいます。

(5) 当社子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当グループを構成する当社子会社に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制の構築の推進とともに、必要に応じて指導・支援を行う。

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度により、当グループを構成する当社子会社の経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。

当グループを構成する当社子会社の取締役及び業務を執行する社員は、当社に対し、毎月開催される業績検討会議又は常務会で、定期的に、同子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を報告する。

(運用状況)

当社子会社は、関係会社管理規程に基づき、当社に決裁を仰ぐ承認申請書を提出しています。また、子会社の社長が定期的に業績検討会議、取締役会に出席し、業務執行状況を報告しています。各子会社の取締役会は、それぞれ年4回開催しています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当グループは、財務報告に係る内部統制構築の基本方針及び基本計画を策定し、これに基づき有効かつ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切に運用することにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(運用状況)

当期は、内部統制委員会を4回、全体統制会議を2回開催しております。全体統制会議では、代

表取締役社長、内部統制に関わる取締役、監査等委員である常勤取締役、監査室長、会計監査人が出席して、内部統制上の課題を共有し、問題解決の方向性を協議しました。その取り組み状況については、取締役会で報告することで、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査室の使用人が兼務し、その使用人との適切な連携により、実効的な監査等委員会監査を補完する。

当社の監査等委員会は、特定の業務における監査において、代表取締役社長及び当該業務の所管取締役との協議により、監査室又は当該部署の社員を指名し、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を指示することができる。当社の監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関しては代表取締役社長及び当該業務の所管取締役等の指示に優先することを徹底する。

（運用状況）

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査室の使用人が兼務しており、監査等委員である常勤取締役が、随時、監査室の使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示しております。

(8) 当グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループは、その取締役又は使用人が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当グループに重大な影響を及ぼす事項（当グループの取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款に抵触し得る事項）、内部監査の状況、内部通報制度の運用状況及びその内容を遅滞なく報告することを可能とする体制を整備する。また、公益通報者保護規程において、当該報告を行ったこと自体による解雇その他の不利な取扱い（不利益な処分・処遇等）を禁止する旨を明記する。

（運用状況）

監査等委員である常勤取締役が社内の重要会議に出席して、重要情報を収集し、監査等委員会で監査等委員である社外取締役と情報を共有しています。

内部通報窓口を設置するとともに、公益通報者保護規程で通報者の不利益な取扱いを禁止しています。内部通報窓口への通報の有無及び内容について、担当部長より監査等委員全員が出席する取締役会で定期的かつ適時に報告しております。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の請求に応じ、これを処理する。

(運用状況)

当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、代表取締役、監査室との間の定期的な意見交換会を設定し、連携して、当社を含む当グループ各社に対する監査、並びに、当グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの監査の実効性を確保する。

(運用状況)

法令に基づき、会計監査人から監査等委員である取締役に対して事業年度の監査結果について定期報告が行われました。選定監査等委員である取締役を中心に、年間スケジュールを立て、定期的に工場、営業所、子会社の巡回監査を行いました。また、当期は内部統制の全体統制会議に監査等委員である常勤取締役が出席しました。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当グループは、日本の伝統食・伝統食材に基づいた健康に役立つ食品を提供し、日本の良き食文化の復興と承継を通じ、社会全体に幸せで健康な生活を実現することを企業理念（経営理念）として位置付けています。

当グループでは、健康増進のための食品事業を展開する中で、当社製造の商品を市場でお買い上げ頂くお客様を何よりも大切にするとともに、法令・社会規範の遵守や環境保全・資源保護といった企業としての社会的責任を果たし、当グループを取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応えることを通じて、当グループ全体の価値を向上させるべく、効率的かつ適正な企業運営の推進に努めることを基本方針としております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組みの内容の概要

当社は、たとえ大量の当社株式が買い付けられることがあっても、それが当グループの企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益に資するものであるならば、そのような買収行為自体を否定するものではありません。

しかし当社は、企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益の向上を毀損すると思われるような当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して、事前に、当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付に応じるべきか否かを株主の皆様方において判断して頂き、あるいは、当社取締役会において、代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様方のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための枠組みとして、買収防衛策（事前警告型のライツ・プランといい、以下、「本プラン」といいます。）を株主総会の承認を受け導入いたしました。そして、平成29年6月27日開催の第57回定時株主総会において継続する議案を付議し、承認されました。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、買付者等から受領した情報提供回答書等を外部有識者で構成する企業価値判定委員会に提出し、判定委員会は、本プランの定める買収防衛策の発動の可否を判定し、その旨を当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は判定委員会の勧告を最大限尊重し、買収防衛策（本プラン）の発動又は不発動を最終的に決定いたします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成32年(2020年)6月に開催予定の定時株主総会の終結の時までとなります。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、(ア)株主総会において本プランを廃止する旨の決議が承認された場合、又は、(イ)株主総会で毎年選任される取締役（監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年間、監査等委員である取締役の任期は2年間）で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

上記(2)の取組みにつきましては、当社の基本方針に沿うものであり、株主の皆様方の共同の利益を損なうものではなく、また、決して当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,566	7,421	52,136	△7,009	59,115
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,079		△1,079
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,023		4,023
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				—	—
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 処 分				4	4
新 株 予 約 権 の 行 使		35		37	72
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	35	2,943	41	3,019
当 期 末 残 高	6,566	7,456	55,080	△6,968	62,135

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,867	△127	1,739	48	60,903
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,079
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					4,023
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					—
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 処 分					4
新 株 予 約 権 の 行 使					72
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,031	14	1,045	2	1,048
当 期 変 動 額 合 計	1,031	14	1,045	2	4,068
当 期 末 残 高	2,898	△112	2,785	51	64,972

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
フジッコワイナリー株式会社、味富士株式会社

- ② 非連結子会社の名称等
非連結子会社の名称

香港富吉高貿易有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用している非連結子会社はありません。
② 持分法を適用していない非連結子会社（香港富吉高貿易有限公司）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法に基づき処理し、売却原価は移動平均法に基づき算定）

時価のないもの ……移動平均法に基づく原価法

(ロ) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商 品 ……移動平均法

製 品 ……総平均法

原 材 料 ……移動平均法

仕 掛 品 ……総平均法

貯 蔵 品 ……最終仕入原価法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

機械装置及び運搬具 2年～17年

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 ……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
従業員株式給付引当金	……株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度の株式給付債務の見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法	……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
消費税等の会計処理	……税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,982百万円
 (2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失の内容

当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

(対象資産の概要)

場所：当社東京工場内

用途：ベスタデリ（電子レンジ調理惣菜）の生産設備

種類：建物、機械装置

(減損損失の認識に至った経緯)

平成29年11月にベスタデリシリーズの平成30年3月での終売を決定したことに伴い、遊休化が見込まれる生産設備について減損損失を認識いたしました。

(減損損失の金額)

種類	金額
建物	0百万円
機械装置	215百万円
合計	215百万円

(資産のグルーピングの方法)

事業用資産については、各工場を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

遊休資産の回収可能価額は零として評価しております。

(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	34,991,521	—	—	34,991,521

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,108,269	247	29,500	5,079,016

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式104,900株が含まれております。

2. 自己株式の増加及び減少の内訳は、次のとおりであります。

(増加内訳)

単元未満株式の買取りによる増加 247株

(減少内訳)

ストックオプション(新株予約権)権利行使による減少 27,600株

従業員への株式給付による減少 1,900株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	539	18.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	540	18.00	平成29年9月30日	平成29年12月1日

(注) 平成29年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額及び平成29年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金額1百万円がそれぞれ含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	540	18.00	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 平成30年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金額1百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
フジッコ株式会社	2016年度新株予約権	普通株式	18,100	-	15,500	2,600	6
フジッコ株式会社	2017年度新株予約権	普通株式	-	29,500	12,100	17,400	44

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

2017年度新株予約権の増加は、発行によるものであります。

2016年度及び2017年度新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

(5) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、設備投資等必要な資金については主に自己資金で賄っており、必要に応じて一部を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	12,867	12,867	-
(2) 受取手形及び売掛金	10,177	10,177	-
(3) 投資有価証券	7,071	7,071	-
(4) 買掛金	(4,015)	(4,015)	-
(5) 未払金	(5,067)	(5,067)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,541	6,853	4,312
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,541	6,853	4,312
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	362	217	△145
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	362	217	△145
	合計	2,904	7,071	4,166

(4) 買掛金、及び(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額579百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。
3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	12,867	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,177	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,170円35銭
- (2) 1株当たり当期純利益 134円57銭
- (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 134円42銭

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度105,923株であり、期末株式数は当連結会計年度104,900株であります。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	6,566	7,299	122	7,421
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
特別償却準備金の取崩				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株式給付信託による自己株式の処分				
新株予約権の行使			35	35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	35	35
当 期 末 残 高	6,566	7,299	157	7,456

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		別 途 積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	635	34,340	108	16,304	51,389	△7,009	58,367
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△1,079	△1,079		△1,079
当 期 純 利 益				3,968	3,968		3,968
特別償却準備金の取崩			△26	26	-		-
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						-	-
株式給付信託による自己株式の処分						4	4
新株予約権の行使						37	72
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△26	2,915	2,888	41	2,965
当 期 末 残 高	635	34,340	81	19,220	54,277	△6,968	61,332

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,867	1,867	48	60,283
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,079
当 期 純 利 益				3,968
特別償却準備金の取崩				—
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				—
株式給付信託による自己 株 式 の 処 分				4
新 株 予 約 権 の 行 使				72
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,031	1,031	2	1,033
当 期 変 動 額 合 計	1,031	1,031	2	3,999
当 期 末 残 高	2,898	2,898	51	64,282

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------|---|
| 子会社株式 | ……移動平均法に基づく原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | ……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法に基づき処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | ……移動平均法に基づく原価法 |

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- | | |
|-------|-----------|
| 商 品 | ……移動平均法 |
| 製 品 | ……総平均法 |
| 原 材 料 | ……移動平均法 |
| 仕 掛 品 | ……総平均法 |
| 貯 蔵 品 | ……最終仕入原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------|--|
| 有形固定資産 | ……定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 2年～47年
機械装置及び運搬具 2年～17年
平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 |
| 無形固定資産 | ……定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| 貸倒引当金 | ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | ……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。 |

従業員株式給付引当金 ……株式会社給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度の株式給付債務の見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 ……税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,592百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債権 62百万円
短期金銭債務 119百万円
(3) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 370百万円
仕入高 1,467百万円
営業取引以外の取引高 6百万円
(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,108,269	247	29,500	5,079,016

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式104,900株が含まれております。

2. 自己株式の増加及び減少の内訳は、次のとおりであります。

(増加内訳)

単元未満株式の買取りによる増加 247株

(減少内訳)

ストックオプション（新株予約権）権利行使による減少 27,600株

従業員への株式給付による減少 1,900株

- (2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	174百万円
未払事業税・事業所税	82百万円
未払販売奨励金	109百万円
退職給付引当金	288百万円
長期未払金	83百万円
その他	236百万円
繰延税金資産合計	974百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,268百万円
特別償却準備金	△35百万円
固定資産圧縮積立金	△43百万円
繰延税金負債合計	△1,347百万円
繰延税金資産の純額	△373百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
住民税均等割等	1.0%
試験研究費等税額控除	△2.7%
評価性引当額の減少額	△2.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税率等の負担	26.9%

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,147円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 132円74銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 132円59銭 |

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度105,923株であり、期末株式数は当事業年度104,900株であります。